

公益社団法人茨城県柔道整復師会役員の報酬等及び費用に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益社団法人茨城県柔道整復師会（以下「本会」という。）定款第29条の規定に基づき、役員の報酬等の支給及び費用の支払いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与その他の対価として受ける財産上の利益（及び退職手当）であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（宿泊費含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員には、その役職に応じ、月額報酬又は年額報酬を支給する。

(報酬の額の算定方法)

第4条 報酬の額は、別表に掲げる額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬の支給の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 月額報酬 毎月25日（その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）に支給する。
 - (2) 年額報酬 3月に開催する理事会において支給する。
- 2 報酬は、通貨をもって本人（死亡により退任した者にあつては、その遺族。以下同じ。）に支払う。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する金融機関の口座振込の方法により支払うことができる。
 - 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬月額の日割計算)

第6条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(報酬年額の月割計算)

第7条 新たに役員に就任した者には、その月から報酬を支給する。

- 2 役員が退任し、又は解任された場合は、その月までの報酬を支給する。

3 年の途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、月割によって計算する。

(費用)

第8条 役員がその職務の遂行に当たって負担した費用は、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払う。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第10条 この規程の改正は、総会の決議により行う。

(補則)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別 表

職 名	報酬月額	報酬年額
	円	円
会 長	50,000	—
副 会 長	30,000	—
理 事	—	20,000
監 事	—	20,000